

公募企画

## 公募企画シンポジウム12

## 患者を守る薬剤情報の伝達、共有～医薬品適正使用のための現況と今後の展望～

2017年11月22日(水) 13:30～15:30 H会場(10F 会議室1008)

## [3-H-2-PS12-2] 八尾市における病院と薬局における地域連携システムの現状と課題

小枝 伸行（八尾市立病院）

我が国では、急性期治療と慢性期治療とを切れ目なく継続できるよう、地域で医療機能の役割分担を行い、医療の効率化を行うことが求められている。国はその一つの方策として、ICTを利用した地域医療連携ネットワークシステムにより、情報共有し、全国の多くの地域で地域医療連携ネットワークが構築、運営されている。

八尾市立病院においても平成22年3月、八尾市立病院の電子カルテシステム更新時に、地域医療連携システム（呼称：八尾市立病院 病診薬局連携システム）の導入を決定し、平成23年12月より運用を開始した。導入には八尾市個人情報保護条例のもとに調整を進め、八尾市個人情報保護審議会で承認を得た。運用は、患者個別の同意を基本としており、導入当初から病院の電子カルテデータを市内の診療所、歯科診療所、保険薬局と情報共有している。現在の病診薬連携システムで保険薬局が閲覧できる範囲は、医師の診療記録、処方、注射、アレルギーや副作用などの患者情報（プロファイル）、検査値であり、その他に保険薬局からの情報フィードバック機能を実装している。

平成28年3月時点における病診薬連携システムの参加施設数は、保険薬局で34施設であり、薬局における共有患者数は192名であった。また、平成26年度の薬局における月平均アクセス件数は23.6件であり、実際にアクセスしている保険薬局数は11施設となっている。

平成26年度には保険薬局対象にアンケート調査したところ、「共有できる項目が少ない」や「共有できる期間が短い」といった意見があり、平成27年4月からは、共有範囲を拡大や保険薬局からの情報をフィードバックする仕組みを整備するなどの変更を行った。

地域医療に対してはICT連携が地域医療を充実するツールとして重要なキーワードである。多くの費用をかけて構築されているシステムを有効に利活用するために、薬局との情報連携ではどのような情報連携が必要になるのか、事例を挙げて議論する。

# 地域医療連携システムを利用した病薬連携の現状と課題

小枝 伸行\*1

\*1 八尾市立病院

## Construction and issue of system to transmit information bidirectionally between hospital and pharmacy in Yao city

Nobuyuki Koeda \*1

\*1 Yao Municipal Hospital

### Abstract

At Yao Municipal Hospital, in order to promote regional medical cooperation, a regional medical cooperation system was introduced. This system is an important system to support regional medical care centered on Yao Municipal Hospital. We have been considering using this system for collaboration between hospitals and pharmacies. Traditionally, pharmacies receiving prescription outside the hospital are lacking information such as name of disease, examination value, etc., and are currently undergoing dispensing after hearing patients. By utilizing the regional medical cooperation system, patient information can be obtained and safe dispensing can be performed. In addition, by using the regional medical cooperation system, by feeding back various information obtained at the pharmacy to the hospital, it is possible to have a good influence on the treatment policy at the hospital. In the future, we would like to gather case examples of effectively utilizing regional medical cooperation system and strive to disseminate awareness. By doing so, we hope that the pharmacists nationwide will utilize these technologies and lead to the improvement of the environment for promotion of team medicine in the area.

**Keywords:** regional medical cooperation system, hospital pharmacy collaboration, information communication technology, dispensing information feedback

### 1. はじめに

我が国では、急性期治療と慢性期治療とを切れ目なく継続させるために地域で医療機能の役割分担を行い、医療の効率化を行うことが求められている。国はその一つの方策として、ICT(information communication technology)技術を活用した地域医療連携ネットワークシステム(以下、地域医療連携システム)の普及を進めており、全国各地で構築され、運営されている。八尾市立病院においても平成24年12月に地域医療連携システムを導入した。このシステムを利用して病院と薬局の連携に利用したので、その経緯や現状、課題について報告する。

### 2. 方法

平成22年3月、八尾市立病院の電子カルテシステム更新時に、地域医療連携システム(呼称:八尾市立病院 病診薬局連携システム)の導入を決定し、平成24年12月より運用を開始した。当システムでは、稼働当初より薬局が参加し、病薬連携に活用している。稼働後、病薬連携の問題点等を薬剤師会等の意見を調査し、システムの改良や服薬情報提供書(トレーシングレポート)の運用を開始した。

### 3. 経過

#### 3.1 導入時の調整

八尾市個人情報保護条例第9条で、八尾市が構築する個人情報を取り扱うシステムは、「実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うときは、実施機関以外のものと通信回線等により電子計算機の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、実施機関が公益上特に必要であり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。」と定

められている。

この条文により当院で地域医療連携システムを導入するにあたっては八尾市個人情報保護審議会に諮問する必要があり平成24年10月に承認を得た。

諮問にあたっては薬局において患者の同意取得からカルテ共有までの流れや共有範囲などについて八尾市薬剤師会と協議を重ね、院内の情報システム管理委員会において最終的な運用方法を決定した。薬局における情報共有患者の範囲としては、当院の院外処方箋が発行された患者に限定し、薬局において説明と同意を取得する方法とした。患者の同意書は、FAXで病院の薬剤部に送信され、病院の薬剤部を窓口にて共有設定を行うこととした。

#### 3.2 薬局での課題

八尾市内における薬局での地域医療連携システムの課題等を抽出するために平成26年7月にアンケート調査を行った<sup>2)</sup>。その結果、薬局で課題となっている点に、患者同意の取得やシステム接続の単純化、システム接続に要する時間などの意見が挙がった。(図1)



図1 薬局の課題

### 3.3 薬局における情報共有範囲

導入当初薬局における共有項目は、病名、検査値、処方薬・注射薬内容・レジメン、プロフィールであり、共有期間は4日間とした。平成27年4月以降は、薬剤師会より共有期間が短すぎるとの意見を受け、処方薬の平均投薬期間である60日へと延長した。

また、この変更と同時に、処方意図を伝達するために医師の記録やサマリ、同意書を共有する運用に変更した。(図2)

	変更前(導入～平成27年3月)	変更後(平成27年4月～)
共有項目	病名 検査値 処方薬・注射薬内容・レジメン プロフィール(アレルキー歴等)	病名 検査値 処方薬・注射薬内容・レジメン プロフィール(アレルキー歴等) 診療記録(医師の記録) サマリ 文書(同意書、診療情報提供書、等)
非共有項目	診療記録 画像 サマリ 経過記録 看護師の記録・看護プロフィール 文書(同意書、診療情報提供書、等)	画像 経過記録 看護師の記録・看護プロフィール
共有期間	共有設定後、4日間	共有設定後、60日間 (※同意を得た日から遡って一年前からのカルテを閲覧できる)

図2 薬局における情報共有範囲

### 3.4 薬局の参加状況

平成29年3月時点における病診薬連携システムの参加施設数は、薬局で35施設であり(表1)、薬局における共有患者数は194名であった。(表2)

●連携施設数(平成29年3月時点)	
医院	45施設(東大阪5施設)
歯科医院	4施設
薬局	35施設(平野区4施設)

表1 連携施設数

●共有患者数(名)	医院	歯科	薬局	合計
平成25年3月末時点	24	0	15	39
平成26年3月末時点	188	1	85	274
平成27年3月末時点	386	6	114	506
平成28年3月末時点	516	7	154	677
平成29年3月末時点	735	9	194	938

表2 薬局での共有患者数

### 3.5 薬局のアクセス状況

平成26年度の薬局における月平均アクセス件数は23.6件であり、実際のアクセス薬局数は10施設であった。運用を変更した平成27年度は、共有範囲(項目・期間)を拡大したため月平均アクセス件数は37.8件と増加し、アクセス薬局数は12施設であった。更に平成28年度では、月平均アクセス件数は41.6件と増加し、アクセス薬局数は16施設と増加した。(図3)

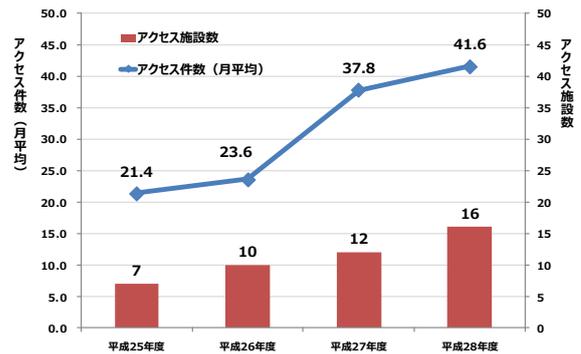


図3 薬局のアクセス状況

### 3.6 同意取得のための工夫

通常、地域医療連携システムで患者情報を共有するためには、患者個別に患者のどこまでの情報をどの施設と共有するかについて明確にしたいうえで、同意を取得する必要がある。

全国での同意の取り方は、ネットワークの運用主体によって様々ではあるが、本来、患者個別の同意が原則であると考えられる。薬局で同意を取得するには、患者毎に地域医療連携システムの概要を説明し、同意を取得する必要があるが、日常業務が忙しい時には、これらの時間を捻出することは難しいという意見もあった。

そのため八尾市立病院では、同意を取得するための方法として、院外処方せんに「病診薬連携システム同意書」(図4)を印刷する運用を平成29年2月より開始した。病診薬連携システムについての説明も記載しており、患者が処方せんに薬局に提出する際に同意を取得しやすい環境を構築した。

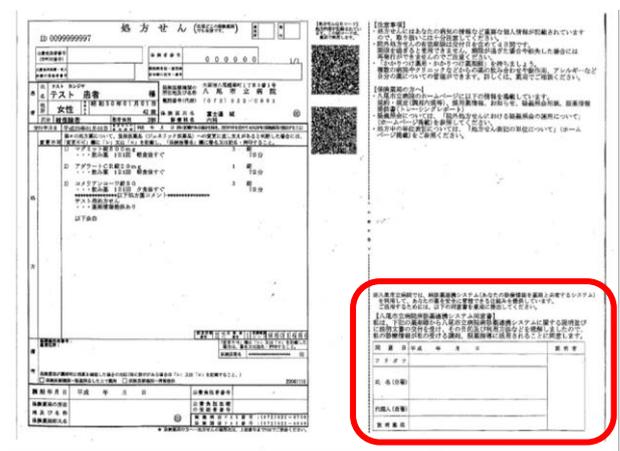


図4 八尾市立病院 院外処方せん

### 3.7 双方向情報共有のための工夫

薬剤師法第24条に規定されているように、処方せんに疑わしい点があった場合、薬剤師は必ず医師に問い合わせ(疑義照会)を行う必要がある。

一方で、疑義照会に至らないまでも調剤時や患者とのやり取りの上で、処方医と情報共有したい内容も薬局では多く発生しているが、フィードバックするための手段がなかった。そこで、薬局が患者情報を病院に提供するツールとして、FAXを利用したトレーシングレポートの運用を開始した。(図5)



- ① 保険薬局は、トレーシングレポートを薬剤部にFAX送信。
- ② 薬剤部は、トレーシングレポートをスキャナで取り込む。
- ③ 薬剤部は、トレーシングレポートがあることを掲示板で医師に示し、必要に応じて、レポートの内容を掲示板に転記する。  
(メッセージの有効期限を次回外来受診日とする。)

図5 トレーシングレポートの運用

また、病診薬連携システムには病院と薬局の双方向で患者情報を共有できる「患者メモ」機能を導入した。病診薬連携システムを利用している患者では、薬剤師が「患者メモ」として情報提供を行うと、医師は診察時に内容を確認することができる。いずれも病院薬剤師を仲介し、確実に医師に伝わるような仕組みを構築した。(図6)

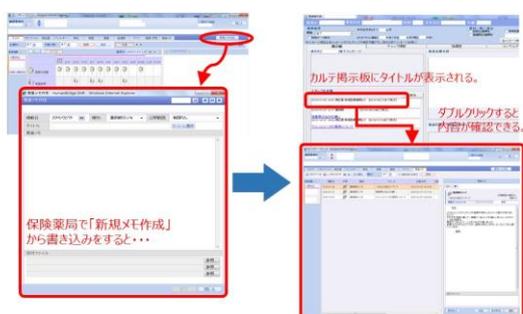


図6 病診薬連携システムでの情報フィードバック

#### 4 考察

地域医療連携システムを薬局が利用することは、病名や医師の処方意図などが分かることで、的確な服薬指導につながると考えられる。また、トレーシングレポート及び患者メモを利用することは薬局からの情報提供を容易にし、患者の服薬状況等を病院が把握することができる。

一方で、薬局が地域医療連携システムを利用するための患者同意の取得や、カルテ情報を共有することによる病名や検査値などを確認したうえでの調剤は、新たな業務負担にもつながり、薬局が敬遠する現状もある。

今後、薬剤師の分野で地域医療連携システムを更に普及させるためには、薬局において有用であった事例を紹介し、システムの利用施設を拡大する必要があるとともに、薬局での調剤方式や薬歴情報を、システムを介して簡単に連携する方法など、機能を拡充する必要がある。

病院と薬局の双方向での情報共有は、安全で切れ目のない薬物療法を患者に提供することを可能にするため、全国各地でICT技術を活用した地域医療連携システムの活用が進むことを期待したい。

#### 参考文献

- 1) 日医総研ワーキングペーパー～ITを利用した全国地域医療連携の概況(2015年度版)～。  
[<http://www.jnari.med.or.jp/download/WP368.pdf>]
- 3) 薬薬連携におけるトレーシングレポートの有用性についての検討  
全国自治体病院協議会雑誌, 2017;0389-1070:391-394
- 2) 小川充恵, 植田真理, 山崎 肇, 小枝伸行: 地域医療連携システムにおける保険薬局連携の実態調査, 日本医療薬学会年会講演要旨集, 2015;25, 370.